

## 平成30年度 文教委員会資料④

【議案第28号】

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

資料

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

市 民 文 化 局

(平成31年2月6日)

## 議案第 28 号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

「川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約」における、事業契約書第 71 条に、「サービス購入料について、別紙 6 に定めるところにより金額の改定を行う。」とあり、別紙 6 において「前回改定時の指標から消費税分を控除したものと、前年のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定を行う。」との規定等があることから、平成 30 年第 3 回川崎市議会定例会において変更議決された契約金額を変更するものである。

## 1 変更金額

契約金額「3,685,938,770円」を「3,688,815,778円」に変更する。

## 2 変更の内容

## (1) サービス購入料 B (運営費・維持管理費・その他)

## ア 作業報酬下限額の変更による改定 (平成 31 年度から 1,025 円)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案時において指定管理者が示した最低額 (900 円) 年間総労働時間 38,710 時間 (対象人員 25 人)</li> <li>・提案時において指定管理者が示した最低額 (1,000 円) 年間総労働時間 856 時間 (対象人員 1 人)</li> </ul>
平成 23 年度 (作業報酬下限額 893 円)	該当なし
平成 24 年度 (作業報酬下限額 899 円)	該当なし
平成 25 年度 (作業報酬下限額 907 円)	$38,710 \text{ 時間} \times (907 \text{ 円} - 900 \text{ 円}) = 270,970 \text{ 円}$
平成 26~32 年度 (作業報酬下限額 907 円)	$38,710 \text{ 時間} \times (907 \text{ 円} - 900 \text{ 円}) = 270,970 \text{ 円}$ $270,970 \text{ 円} \times 7 \text{ 年間分} = 1,896,790 \text{ 円 (増額分)}$
平成 27~32 年度 (作業報酬下限額 910 円)	$38,710 \text{ 時間} \times (910 \text{ 円} - 907 \text{ 円}) = 116,130 \text{ 円}$ $116,130 \text{ 円} \times 6 \text{ 年間分} = 696,780 \text{ 円 (増額分)}$
平成 28~32 年度 (作業報酬下限額 928 円) (作業報酬下限額 930 円)	$38,710 \text{ 時間} \times (928 \text{ 円} - 910 \text{ 円}) = 696,780 \text{ 円}$ $696,780 \text{ 円} \times 5 \text{ 年間分} = 3,483,900 \text{ 円 (増額分)}$ $19,355 \text{ 時間} \times (930 \text{ 円} - 928 \text{ 円}) = 38,710 \text{ 円 (増額分)}$
平成 29~32 年度 (作業報酬下限額 964 円)	$38,710 \text{ 時間} \times (964 \text{ 円} - 928 \text{ 円}) = 1,393,560 \text{ 円}$ $1,393,560 \text{ 円} \times 4 \text{ 年間分} = 5,574,240 \text{ 円 (増額分)}$
平成 30~32 年度 (作業報酬下限額 995 円)	$38,710 \text{ 時間} \times (995 \text{ 円} - 964 \text{ 円}) = 1,200,010 \text{ 円}$ $1,200,010 \text{ 円} \times 3 \text{ 年間分} = 3,600,030 \text{ 円 (増額分)}$

平成 31~32 年度 (作業報酬下限額 1,025 円)	38,710 時間×(1,025 円-995 円) =1,161,300 円 856 時間×(1,025 円-1,000 円) = 21,400 円 1,182,700 円×2 年間分=2,365,400 円 (増額分)
----------------------------------	--

※時間及び人員については、提案時において指定管理者が示した数

イ 利用料金の改定によるサービス購入料 B の改定 (平成 29 年 4 月改定)

【平成 29 年度利用料収入 (個人・団体)】 57,230,225 円

【調整後想定利用料収入】 52,027,477 円

【減額分】 5,202,748 円

※平成 29 年度実績額に基づき、平成 31 年度減額分を算定

ウ サービス購入料 B の改定額の合計

【平成 31 年度作業報酬下限額の変更による改定額】 2,365,400 円

【利用料金の改定に基づく調整額】 ▲5,202,748 円

【改定額の合計】 ▲2,837,348 円

(2) サービス購入料 C (光熱水費) ※契約期間内の総額

【変更前】 482,374,854 円 (消費税額 32,106,200 円)

【変更後】 488,089,210 円 (消費税額 32,529,486 円)

【増額分】 5,714,356 円

【変動値】 ガス料金

平成 30 年度対象 11.2% (比較対象:平成 29 年⇔平成 30 年)

※「国内企業物価指数」都市ガス (日本銀行調査統計局)

電気料金

平成 30 年度対象 5.6% (比較対象:平成 29 年⇔平成 30 年)

※「国内企業物価指数」業務用高圧電力 (日本銀行調査統計局)

(3) 契約金額の内訳一覧

〈変更前〉

	サービス 購入料 A	サービス購入料 B		サービス 購入料 C	合 計
		運営・ 維持管理費	上段: 作業報酬調整額 中段: 利用料金調整額 下段: 利用料金減額分		
平成 22 年度	2,272,875,500 円	16,636,000 円	—	846,309 円	2,290,357,809 円
平成 23 年度	—	75,036,000 円	—	40,315,654 円	115,351,654 円
平成 24 年度	—	75,036,000 円	—	42,537,710 円	117,573,710 円
平成 25 年度	—	75,036,000 円	270,970 円	46,809,856 円	122,116,826 円
平成 26 年度	—	75,036,000 円	270,970 円 1,966,151 円	50,457,167 円	127,730,288 円

	サービス 購入料 A	サービス購入料 B		サービス 購入料 C	合 計
		運営・ 維持管理費	上段：作業報酬調整額 中段：利用料金調整額 下段：利用料金減額分		
平成 27 年度	—	71,872,509 円	387,100 円 2,104,575 円	53,297,631 円	127,661,815 円
平成 28 年度	—	71,872,509 円	1,122,590 円 2,195,041 円	49,689,985 円	124,880,125 円
平成 29 年度	—	71,872,509 円	2,477,440 円 2,532,111 円 ▲4,835,671 円	40,549,596 円	112,595,985 円
平成 30 年度	—	71,872,509 円	3,677,450 円 2,466,333 円 ▲5,549,253 円	41,921,582 円	114,388,621 円
平成 31 年度	—	71,872,509 円	<u>3,677,450 円</u>	<u>41,921,582 円</u>	<u>117,471,541 円</u>
平成 32 年度	—	71,872,509 円	<u>3,677,450 円</u>	<u>41,921,582 円</u>	<u>117,471,541 円</u>
消費税及び 地方消費税相当額	113,643,775 円	52,588,880 円	—	<u>32,106,200 円</u>	<u>198,338,855 円</u>
合 計	2,386,519,275 円	800,603,934 円	<u>16,440,707 円</u>	<u>482,374,854 円</u>	<u>3,685,938,770 円</u>

〈変更後〉

	サービス 購入料 A	サービス購入料 B		サービス 購入料 C	合 計
		運営・ 維持管理費	上段：作業報酬調整額 中段：利用料金調整額 下段：利用料金減額分		
平成 22 年度	2,272,875,500 円	16,636,000 円	—	846,309 円	2,290,357,809 円
平成 23 年度	—	75,036,000 円	—	40,315,654 円	115,351,654 円
平成 24 年度	—	75,036,000 円	—	42,537,710 円	117,573,710 円
平成 25 年度	—	75,036,000 円	270,970 円	46,809,856 円	122,116,826 円
平成 26 年度	—	75,036,000 円	270,970 円 1,966,151 円	50,457,167 円	127,730,288 円
平成 27 年度	—	71,872,509 円	387,100 円 2,104,575 円	53,297,631 円	127,661,815 円
平成 28 年度	—	71,872,509 円	1,122,590 円 2,195,041 円	49,689,985 円	124,880,125 円
平成 29 年度	—	71,872,509 円	2,477,440 円 2,532,111 円 ▲4,835,671 円	40,549,596 円	112,595,985 円

平成 30 年度	—	71,872,509 円	3,677,450 円 2,466,333 円 ▲5,549,253 円	41,921,582 円	114,388,621 円
平成 31 年度	—	71,872,509 円	<u>4,860,150 円</u> ▲5,202,748 円	<u>44,567,117 円</u>	<u>116,097,028 円</u>
平成 32 年度		71,872,509 円	<u>4,860,150 円</u>	<u>44,567,117 円</u>	<u>121,299,776 円</u>
消費税及び 地方消費税相当額	113,643,775 円	52,588,880 円	—	<u>32,529,486 円</u>	<u>198,762,141 円</u>
合 計	2,386,519,275 円	800,603,934 円	<u>13,603,359 円</u>	<u>488,089,210 円</u>	<u>3,688,815,778 円</u>

増減額	0 円	0 円	▲2,837,348 円	5,714,356 円	2,877,008 円
-----	-----	-----	--------------	-------------	-------------

※下線の部分について、今回変更を行うものである。